

鎌倉・九条の会 ニュース

第30号 2022年7月 発行

鎌倉・九条の会

TEL:0467-24-6596

FAX:0467-60-5410

0467-24-6577

Email:kamakura9jo@gmail.com

HP:http://kamakura9-jo.net

FB:https://www.facebook.com/
groups/kamakura9jo



鎌倉・九条の会 講演会

あなたはどちらを選びますか？

2つの憲法の世界観

現行憲法VS自民党憲法改正草案

講師：田中 優子

2022年5月28日（土）14:00～

ロシアのウクライナへの軍事侵攻から四カ月余、戦争に対する恐怖を利用しての「核共有」「敵基地攻撃」等の与党や維新の会の政治家たちの暴言、岸田首相の「防衛費の思い切った増額」というアメリカへの約束。与党はこの勢いで参院選を乗り切り、一気に改憲に進もうとしています。

5月28日、鎌倉・九条の会は法政大学名誉教授の田中優子氏をお招きし、『あなたはどちらを選びますか？2つの憲法の世界観』現行憲法vs自民党憲法改正草案』と題した講演会を開催しました。田中氏は、現行憲法と自民党憲法改正草案の違いを、具体的条文をあげ、緻密に分析しながら話を進め、ときに専門の江戸時代の話を変え、また深刻さを増す環境問題にも触れ、大きな視野で、人類の普遍的価値に基づいて起草された日本国憲法を語られました。

戦争を一刻も早く止める、戦争をしないことでは平和も地球も守れない、という真実を会場いっぱい参加者とともに確認した講演会でした。

今行われている参院選で改憲勢力をのさばらせない、戦争、アベノミクスの失敗で物価高に国民があえぐ中の軍事費増額など決してさせない、その力になる講演記録をどうぞお読みください。

本日は『2つの憲法の世界観』というテーマで話をさせていただきました。昨年の3月まで法政大学の総長をしていましたので、なかなか講演をする機会がありませんでしたが、ようやくできるようになりました。私自身、危機感も以前より強くなっており、ウクライナに乗じて改憲を推し進めようとする気配が高まってきたり、7月の参議院選挙でも大きな変化の時期が来ていることに危惧を覚えています。

鎌倉・九条の会では、私の本日のテーマである現行憲法と自民党の改

正草案を比較して、2分でわかるというパンフをまとめられています。今月には改憲4項目を取り上げた新パンフも作っていますね。また、現行憲法の全文を小さな冊子にもしています。素晴らしいですね。こういう小さなパンフは、ポケットやハンドバックにも入り、いつでも読めますし、いつでも学べるということです。



憲法前文は世界中の国を 前提とした平和を謳う

では早速、憲法を読んでいきます。その前に、憲法とは何なのかということですが、これはその時代に理想としている社会像を表現しているものなのです。現行憲法は、「個人」

「人権」「普遍的価値」この3つの言葉が頻繁に出てきます。「普遍的価値」は、世界的、地球的価値を指していて、日本のことだけを言っているわけではない。これは、世界を見てもきわめて稀で素晴らしい憲法です。人類の普遍的価値を追求している憲法ですから、現実的ではないという声もときどき聞かれます。しかし、憲法を現実「近づけてしまったら、私たちの中から理想とする世界観がなくなってしまう。現実が起こってくることを解決するのは法律なのであって憲法ではない。憲法とは、あくまで目指すべき理想像なのです。ですから何か事が起こった時、いつでも憲法に戻ることができず。つまり、理想と照らし合わせる事ができます。この意味で憲法はとても大事な土台なのです。

これから自民党の憲法改正草案の

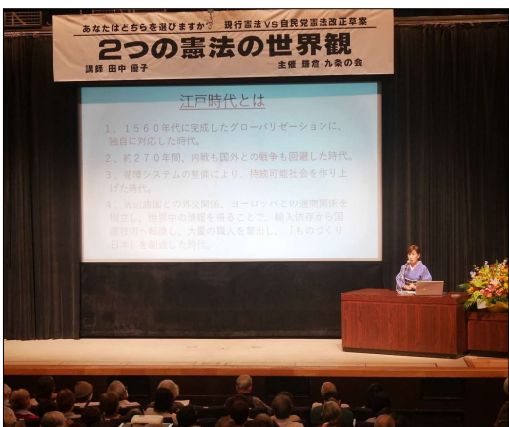
お話をしますが、ご注意ください。これはあくまで自民党が考えたものであって、日本政府でも日本国民でもないことです。ですから自民党の考えに反対することは、政府でもましてや反日でもありません。

まず、この草案を読んでいくと自民党が描く社会像が浮かび上がってきます。「天皇を「元首」として国民の上に戴く」という文言。国民が個人ではなく単なる人であるという言葉。国としての単位は家族であるということ。憲法の存在理由は子孫を残すことであること。大きく言えば、こういった内容が書かれています。

一方、現行憲法では、前文にその特徴が書かれています。「人類普遍の原理に基づくものである」「人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する」「平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して」と書かれています。これに対して全世界の人々が平和を愛するわけではないと批判があります。これは、全世界の人の中に平和を愛する諸国民がいる、その諸国民に対してその人が持っている公正と信義を信頼するという意味なのです。

今、ウクライナで起きている戦争

は悪です。ロシアがやるから悪で、アメリカなら悪ではないということではありません。どの国がやろうと侵略は悪なのです。冷戦時代は自由圏対共産圏というブロックを作っていました。こちらのブロックは良く、あちらのブロックは悪という分け方がいつの間にか私たちの頭の中にできてしまっている。そうすると、あそこで勝った、ここでは負けたというように、戦争報道を見ると「スポーツ観戦」になってしまふ。報道もこれと同じような見方を示した時、本当に危険なことになります。マスコミがそのような浅い報道をした時、私たちはきちんと距離を取って、何が本当に悪なのかを自分で判断しなければいけません。



さらに憲法前文には、「全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と書かれています。日本国民のことだけを言うのではなく、全世界の国民なのです。つまり、その国の国籍を持っていることとその人個人とは関係ないのです。私たちは、個人としてその人を見なければならぬのです。憲法前文に書かれている「個人」と「普遍的価値」という言葉は、国を超えて人間と人間が関わるべき究極の理想を言っているわけです。

これは一つの国の憲法として大変重要なことで、人間相互の関係であると言っており、国相互の関係とは言っていないのです。そして「われらは、いづれの国家も、自国のことのみを専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり」と書かれています。ここにも普遍的という言葉が入っていますね。他国を無視してはならない。ましてや他国を敵視してはならないということなのです。

自民党憲法改正草案の前文を見てください。「和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」とあります。国家の基本は家族なのであって、個人ではないと

いうことです。そして、国と日本国民がたくさん出てきます。普遍的どころではなく、国として日本国民が基本なのです。ここが現行憲法とは大きく異なっている点です。そして「国家を末永く子孫に継承するためここにこの憲法を制定する」。このように家族と子孫、血縁関係をずっと述べています。現行憲法とはまるで違つ世界観、社会像であることがわかります。

自民党憲法改正草案第1条は天皇です。まずは日本の元首と定めます。そして、現行憲法の「日本国民統合の象徴」の言葉の前に「日本国及び」を付け加えています。

次に9条です。前半部分の「国際紛争を解決する手段として、永久にこれを放棄する」は、ほぼ現行憲法と同じなのですが、「永久にこれを放棄する」という箇所を削除しています。そして第2項に「前項の規定は自衛権の発動を妨げるものではない」として自衛権を認めます。また9条の2として「国防軍を保持する」が付け加えられており、この国防軍に関する条文が5項にわたって詳しく書かれています。これらの条文を読むと、自衛隊法が法律としてあるのだから、そこに定めればよいものをわざわざ憲法に明記するというの

が自民党憲法改正草案の一つの特徴です。さらに9条の3として「国民と協力して領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならぬ」とあり、何か不測の事態があった場合には、国民は協力しなくてはならないことを謳っています。ここは注意を要するところですね。

そして13条です。現行憲法では「すべて国民は、個人として尊重される」「生命、自由、及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と謳われているのに対して、自民党憲法改正草案では「個人」を「人」に代えており、単に動物ではありませんと言っているにすぎません。そして、みんなの幸せという意味の「公共の福祉」が「公益及び公の秩序」に置き換えられています。つまり、みんなの幸せに反しない限りという制約が公益や国の秩序に反しないという制約にとって代えられ、個人よりも国を優先する考えに変えられています。帝国憲法では「臣民」、現行憲法では「個人」、自民党憲法改正草案では「人」というように「変換」が起っているのです。

明治期の日本にも「天賦人權説」という思想があった

現行憲法が大切にしている基本的人權は天賦のものです。あらゆる個人に与えられている永久の権利で、現行憲法の一つの特徴です。自由及び権利を保持するために不断の努力が必要と現行憲法では繰り返し返されています。法の下に平等であり差別されない、思想・良心、信教の自由、個人の自由は侵してはならない、さらに表現の自由と学問の自由は保障すると、学問の自由を独立させています。第11条は基本的人権ですが、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と現行憲法は述べます。自民党憲法改正草案は、「国民は、すべての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である」と終わらせ、「現在及び将来の国民に与えられる」という言葉を削除しています。

これは天賦人權説の否定です。同様に、現行憲法の第19条は、「思想

及び良心の自由は、これを侵してはならない」と述べます。これに対して自民党憲法改正草案は「侵してはならない」を捨て、「保障する」に差しかえています。人權は国家の存在とは無関係に、すでに与えられています。国家がそれを保障するのではなく、国家はそれを「侵してはならない」のです。つまりこれも、天賦人權説の否定です。

天賦人權説というのは何なのか。人は生まれながら自由、平等であって、幸福を追求する権利と基本的人権を国家以前の権利として有するということ説です。

明治初期に加藤弘之、植木枝盛ら啓蒙思想家や自由民権思想家が立憲制の導入を主張するにあたって理論的基礎として引用した自然権は、そもそもヨーロッパにあつて、その訳語として天賦人權説が生まれました。自民党は、これを西欧の天賦人權説として否定しているわけです。

政府が明治憲法、帝国憲法を作る前の段階で植木枝盛は、この天賦人權説を基にした憲法案を提出しています。彼に限らず明治憲法がつくられる前に、たくさんの憲法案が国民から提出されています。その中の一つに、天賦人權説に基づいた憲法があったのです。明治では多くの人が

ちが、これを納得して消化し、思想として持っていたのです。突然、戦後になって西欧から持ち込まれたものでは決してありません。そこで、私たち一人一人が今、この天賦人権説を取るか取らないか、なのですね。

人権は人間として生まれた時から与えられています。人権が国から与えられたものだとする、お前に人権なんかないぞと言われたと同時に人権は消えるんですか。人権が個人に与えられているのだとすると、国はこれを侵してはならない。守り続けるのが国の役割です。あるいは国民の役割、国会の役割、政治家の役割になるわけです。

そして、自由は公共の福祉のためにといいことです。「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならぬ。又、国民は、これを濫用してはならないのである。常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」(第12条)と、自由は人々の幸せのために使ってくださいねと、念を押しています。自民党憲法改正草案には、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚させ、常に公益及び公の秩序に反してはならないと、義務と責任、公益と公の秩序が出てきました。こ

の文言も繰り返し返されています。集会、結社及び原論、出版その他一切の表現の自由は保障する(憲法21条)。保障するというのが違うだけで前半は同じです。しかし自民党の憲法改正草案は、2が、前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。中身も、もともと思想も結社の自由も有しているわけではなくて、国が認めるか認めないかという問題だというように読み取れます。

憲法25条です。「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」2 国は、全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」というのが現行憲法の25条です。自民党憲法改正草案ではここに第3項を付け加えています。「国は、国外において緊急事態が生じたときは、在外国民の保護に努めなければならない」とこれは当然のような気がしますが、

外国で何かが起こった時に日本は日本人を守るために外国に出かけ船や飛行機に乗せて帰ってくるようになります。これは自衛隊の活動の一つですが、一方で、自衛隊が海外に出

て行く理由づけとなり、「在外国民の保護」は海外派兵に利用される可能性があります。

26条です。これは教育を受ける権利と教育を受けさせる義務が書かれています。ここに自民党憲法改正草案で3番を加えています。「国は教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない」という文言です。政府・与党が必要とする教育環境の整備は、憲法ではなく法律で決めればいいことです。義務教育は「国民」の、子供たちに対する義務なのですが、この加筆では「国」が、「国の未来」のために整備する、という意味に転換しました。

第97条の現行憲法では、「人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と述べます。まさにこれが天賦人権説ですが、自民党憲法改正草案はこれを全部削除しているのです。



9条改正と緊急事態条項が意味するものは?

自民党憲法改正草案では、この次の98条と99条に「緊急事態宣言」

を入れました。細かく多くの項目に及び、非常に長いです。法律で決めればよいような内容です。その結果、現行憲法99条は、自民党憲法改正草案では102条になりました。

「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」のが現行憲法です。しかし自民党憲法改正草案は、「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。」としました。憲法を守るのは第一に国民だ、と言っています。

いま自民党をはじめとする改憲勢力が唱える改憲4項目は、2018年3月26日に出てきたものです。憲法9条の改正に対する国民の反発が強いことがわかったため、いきなり自民党憲法草案に改正するのはなく、ちょっとずつやりましょうとなった。それで賛成してくれるであろう項目を3つ作った。合区解消、地方公共団体や教育の充実ですね。そこに9条をつけた。

今問題になっているのは緊急事態条項ですね。

大きな課題は自衛隊です。先ほど読んだものと違い、4項目の「条文イメージ」では第9条は現行のまま残り、9条に2を追加します。「前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置を取ることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する」②自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する」と。自衛隊を違憲としないための条項を付け加えるにとどめた。自民党憲法改正草案にある国防軍という文言は全部削ってあります。

なければならぬのです。

現行憲法では、憲法は各議院の総議員の3分の2以上の賛成でようやく国会がこれを発議することができ、国民の過半数の賛成で成立します。しかし自民党憲法改正草案のなかの改正方法は、とてもハードルが低いのです。議員個人が発議でき、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決できます。そして自民党憲法改正草案は有効投票の過半数、つまり投票した人の半分で決まります。選挙の投票率が50%を割っていると、例えば、国民の40%しか投票しなかった場合には、20%を超えれば国民大賛成となるわけです。ところで、憲法9条と自衛隊の存在が、そもそも矛盾しているの違憲状態を解消しなければなりませんと言われた時、それは本当なのかと私はよく考えます。

今の状態は、どういう状態でしょう。

うか。自治省事務次官、内閣官房副長官を村山内閣まで長くやられた石原信雄さんによれば、1991年の湾岸戦争の時、自衛隊の海外派遣があつて内閣法制局と随分議論をした。

自衛隊派遣は、防衛庁を含めて強い意向があつた。しかし工藤敦夫法制局長官が、かなり憲法上の制約があるという考えを発言し、内閣法制

局は派遣してはならない、と言って激しい議論となつた。最終的に、1991年に90億ドルの財政支援で地上部隊を出さなかつた。これは、内閣法制局長官が反対したからで議論が起るのには、憲法9条があるからです。

9条に照らし合わせて海外派遣をやつていいか悪いのかを、みんなが検討するのです。内閣の中でも悩んだ。一度は決まったようでも、91年当時は悩んだ末にやめた。9条を改正することは、悩むのをやめるとなれます。違憲状態がなくなりました。自衛隊はどこにでも行つて、何でもやつてください、となります。私たちが悩むのはすごく大事なことで、悩まなくなつたら考えなくなります。憲法でいいって言っている、と。あとは戦争状態になって、今日はこの誰が勝つたというスポーツ観戦状態になります。



自由や人権を護るには
不断の努力が伴う

私は現実と理想の乖離は決して悪いことではないと思います。その乖離がなくなると理想がなくなります。現実と理想の大きな距離を見つけていることがすごく大事です。

私は、このことを総長の時に法政大学憲章の中に込めました。それまで法政大学は憲章を持っていませんでした。大学憲章を作ろうと法政大学のイメージについて、教職員のみなさんと一緒に考えていった。自分たちで考えていった過程の中で、これが法政大学憲章だね、という言葉にたどり着いて憲章を定めました。その時のタイトルに使った言葉があります。これが「自由を生き抜く実践知」という言葉です。実践知とはギリシャ哲学の言葉で、理想を持っている、だけれど今、自分がいるところは理想とはほど遠い。ではどうするか、その理想に向かって日々、実践しながら知識を得て知性を拓き理想を目指していくことを実践知と言います。ギリシャ哲学の言葉「フロネシス(プロネーシス)」の訳語です。

もう一つ大事なのが自由という言葉です。私たちは自由を生き抜くだけで大変です。たとえばウクライナの方たちが今、自由を生き抜いていられるでしょうか。全世界の人たちが自由に生き抜くという理想は大事だけれども、現実には理想とほど遠い。

そこで、実践知というものが、常に何らかの理想を目指していることという、理想と現実の乖離を意識させることなんです。

私たちは生きる方向性を常に考え、努力をしていかなければならない。国家というものがすべてルール通りになっていると気持ちよさそうなんです。結局は私たちの精神がそれによって努力をしなくなっているということを考えなければならぬ。

さて、先ほど個人と人という話をしました。臣民、個人、人と私は言いましたね。その前の時代、明治時代、私たちは天皇の臣民、という位置づけでした。

その前、私が専門にしている江戸時代は、家の所属する身分と職業が切り離せない身分制度の社会でした。その典型が武家です。武士の社会は、お給料が個人じゃなくて家に支払われるんです。では江戸時代というのはすべての人が、身分制度の中で苦しんでいたのかというと、現実の生

活を見てみると全くそうじゃないということがわかってきます。

幕府の役人が実は作家としてとても人気だとか、本を作っていますとか、芝居をやっていますとか、浮世絵を描いていますとか、実際にあちこちにおいて、多様な才能を発揮して江戸文化は創造されます。しかし、あるところまでいくと表現の自由は遮られるということになる。それは確かです。

そして明治になりました。身分制度は廃止され、身分制度の基であった武家だけが持っていた氏を明治になった時にはすべての人が苗字を持つようになります。しかし、その人々は、天皇の臣民になってしまった。そして戦後日本はようやく個人の人權に基づいて自由を生き抜く時代になった。そんな時代になったのに、この個人を「人」にする理由がどこにあるのか。これがよくわからない。恐らく国と家族に回収するためには個人じゃまずい、ということなんだと思います。そこで憲法24条、これが大事になってきます。



日本が夫婦同姓になったのは 明治以降です

現行憲法第24条「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならない。」「ここで「のみ」というのがとても大事な言葉なんです。

自民党憲法改正草案では、「婚姻は、両性の合意に基づいて成立し」と、「のみ」がいつの間にか消えています。「のみ」を消す意味がどこにあったかというと、その前のところに新しい文言を入れた。そこに「のみ」消滅の理由があります。「家族は社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」という一文です。

果たして何を意味するのか。まず両性の合意「のみ」であって、この二人が、私たちは結婚しますと言ったら、もうそれで憲法のうえで結婚は認められますよ、他の人の言うことを聞くことはありません、という意味です。ところが「のみ」を取っちゃうと、どうなるのかというと、一応、両性の合意が必要でしょう。

でも、他の人もいろいろ言っても構いません、いろんな都合で決まるんですよ、ということになります。いろんな都合というのが、その前のところに入ってきた家族。家族の助け合いをするような結婚じゃないと、どうも成立しないような内容です。どうして自民党憲法改正草案は、こんなに家族にこだわっているのか。

日本の歴史をたどってみると、非常に厳しい家族制度ができたのが明治5年でした。王申戸籍と呼ばれる戸籍制度ができる。それまで日本国民の80%には氏、つまり苗字がありませんでしたので、家制度に縛られていません。武家だけが厳しい家制度の中にありました。王申戸籍というのは身分制度解消の意味を持っていました。しかし、その時には全員、苗字を持ちましようということになりました。

どうも、その目的は徴兵履歴の把握だったんじゃないか。

戸籍の把握といえば、そもそも税金です。江戸時代は年貢が、明治以降は税金が把握されることになりましたが、当然、徴兵という把握にも使われるんです。

王申戸籍ができた時には、まだ夫婦は別姓でした。全員苗字を付けると同時に戸主という考え方を取り入

れました。これは家父長です。女性
は父である家父長から夫という家父
長に移動するということであって、

家父長制度そのものが非常に堅固な
ものでした。戸主権というものが
法律で認められていて、家族の居住
とか離婚の権限だとか復籍だとか、
そういうものの拒絶権・拒否権など
非常に強い権力を戸主が持っていま
した。ですから、家父長制度の成立
は明治5年であるといってもいいと
思います。そして1898年（明治
31年）に初めて夫婦同姓になりま
す。選択的ではなく強制的夫婦同姓
です。

このように日本の憲法を通じて家
制度の問題というものをどういふ
うに考えていたのかということなど
をお話してきました。

最初に申し上げたように、私たち
は一人一人どういう理想を持って憲
法を護り、何を変えなければならな
いのかということを考える主体です。
そして、私たちはそれぞれ改正案を
出すことができます。

けれども今、どうもそういう機運
はあまりない。その一つは、現憲法
を変える必要がないと考えている人
がかなりいるということです。そう
だとすると、変える必要がないのは
なぜなのかということも、今度は私

たちができるだけ言葉にしている
な人に伝えていかなければならない
と思います。

その根幹は、一人一人が持ってい
る社会像であり、人間観も大事な点
だと思えます。私は、理想は手離し
てはならないというふうに思ってい
ます。ですから（現実と理想の）乖
離、距離ということをいつも見つめ
ていく必要があって、そして、それ
を見つめるためには何か事が起こる
たびに議論をする必要がある、とい
うふうに思っています。

江戸時代から現代を見る

議論というと、どうも私たちは国
会での政党同士の議論に任せてしまっ
ているんです。私たちは私たちがちゃ
んと議論しなくちゃいけない。そう
いう場がなくなっていますね。国会
議員による研究者に対する攻撃が明
るみに出て、これに対しての学問の
自由というのが、なぜ現行憲法の中
で一つ独立しているのかということ
をお話しておきたいと思えます。

学問の自由は、表現の自由とは違
う次元なのです。表現の自由とい
うのは、個人の表現の自由なのです。
学問の自由というのは、個人の自由

ではありません。それぞれの分野の
中で切磋琢磨し、まさに議論し、批
判し合って、その歴史を積み上げて
いく自由なのです。これが学問とい
う場です。

自然科学だけではなくて、原子爆
弾の発明について、遺伝子を人工的
にいじることについて、我々はど
ういう態度を取るべきなのか。本当は
人間として考えるべきことが、まだ
山ほどあるのです。これは人文科学
が考えるべきこと、あるいは社会科
学が考えるべきことです。何十年も
それに携わるのが、いろんな哲学的
な成果を検証しながら自分の論文を
発表して、それにまた批判があっ
て、それにふたたび答えるというのが学
問の世界です。この自由を阻害して
はならないということなのです。

それを封じてしまつともうこの国
はだめになるから、「学問の自由は
これを保障する」と憲法では言っ
ているんです。ところが今起こってい
ることは、科学研究費への根拠のな
い非難です。国の税金を使っている
から、だから反日の研究は許さな
いとか、国益にならない研究は許さ
ないということをおっしゃる方が議員
の中にはいらっしやいます。国会議
員たちのそのようなやり口というの
は一昨年の2020年、菅政権の時

の学会会議任命拒否につながってい
ます。

学会会議というのは、これは国の
機関なんですけれども、トップレベ
ルの研究者たちが集まって、日本
中でまず議論をして、批判し合うこ
とによって新しい見地をまた生み出
し、それを今度は世界に持って行っ
て、世界の中で揉まれて、というこ
とを繰り返すわけです。その時に日
本の学術の代表になるのが日本学術
会員です。

ところが、そこについて国がお金
を、つまり税金を出しているんだか
ら国に異論を唱える研究者は任命で
きない、と。

本来、学術というものは、今述べ
たように学問の自由という言葉で自
立していなければなりません。内閣
の中には、現在の学会会議を内閣か
ら出して、国の機関ではあっても自
立した権限を持つ組織にしたらどう
か、という考え方を出している方も
中にはいらっしやいます。



とにかく、憲法でなぜ学問の自由を保障しているのかということ、私たちはちゃんと知っていなきゃいけない。

研究者も今、自分がやっている研究のみを自由におこなって満足している人がたくさんいると思うんですけど、本当はそれじゃまずいんで、やはり紀元前からどういふふうじに学術研究はなされてきたのか、ということを知っていなきゃならない。これからどうあるべきかも、やはりこれは思想として持っていなければならぬんです、どんな分野の研究者であろうとも。

なぜ私が、このように憲法の問題であるとか、現代社会の問題であるとか、そういうふうなことに興味を持っていいのかという、今申し上げたように学問研究をする者として、自分の思想を持っていなければならぬからです。

ご存知のように江戸時代は、戦争の起こらなかつた時代なんです。265年間にわたって内戦も海外との戦争も一切起こりませんでした。

日本の経済を窮地に陥らせた16世紀のグローバリゼーションに対して、日本のやり方は、侵略戦争でした。秀吉による朝鮮半島侵略戦争、これが経済的に窮地に陥った日本が、

その時に持っていた最先端の武器である鉄砲を大量に作って、そして大陸を制覇しようとした戦争なんです。だけど平壤まで行って負けます。2度敗戦します。2度の敗戦を経験して、もうこれはどうにもならないという状態になって、つまり、日本は一度どん底に落ちるんです。そこから、もう一度再建していったのが江戸時代という時代です。

逆に江戸時代というのは、戦争することをやめました。内戦状態も終結させました。そしてものづくりに向かいました。農業は自給率100%ですが、それだけではなくたくさん衣服であるとか、紙類であるとか、出版物であるとか、それから様々な発明品であるとか、いろいろなものを職人たちが作り出して、そして数々の作り出した物を国内で動かすことによって経済的な活性を生み出していたのです。

そういう時代を見ていますと、外に出て行って拡大して、そしてかえってそれで大変な思いをして、辛い思いをして、たくさんの方が死んで、人間の本当の幸せにつながるのかどうかということについて、大変大きい疑問を感じます。

そのように私は日本の歴史の中で、も今の日本とは違う側面を見ていま

す。明治以降の日清、日露、満州事変、日中戦争、太平洋戦争……と、ずっと戦争に向けた日本とは違う日本を見ています。

日本の風土には非常に大きな可能性がある。多様性という意味で、これほど立派な多くの多様性を持っている国家は、なかなかありません。多くの可能性を持っている、そのような眼差しで、もう一度日本を見てみる必要があると、常に思っています。

今日の憲法の九条の会としては、やはり憲法の考え方を軸にして、ぜひ人間観とか社会観、社会像ということも含めて、お互い一人一人自分の思想を切磋琢磨していきたいと思っております。

質疑応答

Qー自衛隊、すなわち武力で国を守るというのができますか

いただいた質問は一つ一つ興味深い内容です。特に、自衛隊の存在が現行憲法でも違憲ではないという風潮になっていますが、それでいいのでしょうか。

Aーこれは違憲です。違憲ですが、違憲であるということをお私たちが、ちゃんとそのことを把握しながら、しかし、この現状をまずは俎上に乗せて考えていくということが必要だということをお先ほど言いました。

つまり合憲だとすれば、違憲から合憲にするということは憲法を変えないと合憲にはなりません。合憲にしてしまえば、それでいいのかという問題を、むしろ私たちは考えていく必要があるということです。

今、ウクライナの問題があつて、そして日本が攻められた場合に、もし日本が侵略されたらどうするのかというような声が起こっている。

侵略された場合には主権を守るということは自衛隊の一つの役割です。たとえば、ウクライナの国内では侵略されないように守り続けています



けれども、それと同様、まず自衛隊は働いて行くことになると思います。そのことに備えて合憲にしようということは、軍事費をもっと増やして軍備をもっと整えてという方向に当然行くんだろうと思います。そういうことを含めた合憲への道なんだと思うんです。国防への道ということなんだと思うんです。

つまり、何が起るかわからないから守るために国防軍を作りましょうという発想が自民党の憲法改正草案なわけですけども、そのことに私たちは乗らないようにしなければならぬということなんです。

守るということと攻撃するということとは本当に微妙な差ですよ。ただ、国土がある場合には、国土を守る。国の領域がありますので、その領域を守る、その領域の主権を守るといふことについては、領土を守るといふことが言える。



在外の日本人を守るために海外に出ていくという、この文言が加わっていく時には今度は何が起るのか。外に出て行って、そして他の国の軍隊と一緒に戦うというようなこともあり得るわけですね。私たちは、この状況の中で、いろいろなことを想定しなければならぬのは確かです。だから、その憲法を、今の憲法を守り続ける中で、それも想定していくということになります。

ここまでやれば私たちは安全だつて、防衛の専門家でも断言できないと思うんですが、我々一人一人が、いろんな数字を見てこれだけの武器持っていて、備えもあって、だから安全だつて言えるでしょうか。そんな判断は誰もできないです。

ですから、そういう判断をするのではなくて、まず何が起るのか、私たちにどうして何が大事なのかという理念がまず必要なんです。

それは、もう当たり前のことですがけれども戦争状態にならないということ。戦争状態にならないということ。戦争を心配する前に戦争状態にならないようにすることなので、外交努力をしていくということなんです。

今日の質問の中にも、ウクライナについて日本が学べることは何でしょ

うということと共にロシア、プーチンをどういうふうに考えるかというようなこと、そんな質問がありました。今、私たちが当然だと受け取っている「ブロック」があります。たとえば冷戦構造といった時に、ここは共産圏で、こっちが自由経済圏であるということだとか、これはNATOの国々であるということだとか、日米安保条約がこうなっていると、地位協定はこうですとかというふうに、そういうふうには考えています。

これは、主権を考えるよりも前にブロックを考えているということなんです。日本の場合だと日米安保条約の中で日本とアメリカの関係を基軸に、私たちはものを考えています。

それでいいの。ヨーロッパにはNATOがあります。NATOがありますということ。今度の戦争に繋がっています。では、NATOって本当に必要なんですかということなんて考えたこともない。そもそも、もうあるから、日本に関係がないからというふうには思う。この人とこの人とは私の仲間です。こっちの人は仲間じゃありません。だから、仲間は味方です。仲間じゃない人は敵ですというふうにして、領域を囲って、グループ分けして、

この世界は成り立っているという状況って本当にいいんだろうかというふうには私は考えているんです。

私が、今度のウクライナ侵攻で考え込んでしまったのはそのことなんです。この状況から学んだことは、国家主権って何ですかということなんです。

特に戦後日本の場合には、対米従属という問題があつて、ほとんど考えないで来たわけですね。9条の存在というのは、対米従属の結果できあがっている。だから、まずは9条を変えましょう、つまり諸外国の意向も反映した憲法なので9条を変えましょうということなんです。

では9条を変えて憲法を改正しましよう。そして日米安保条約を廃棄するということなんです。つまり、そうじゃありません。ですから、日米安保条約ではなく自主的に軍隊を持つんですという言い方でもないです。日米の安保条約はそのまま、日米地位協定もそのまま、ということ。私はむしろ、アメリカに要請されているんじゃないかというふう

に思っています。



9条の改正を最も必要としているのはアメリカかもしれないですね。それで日本がお金を出して軍備をもっと充実させて、そして米軍が人間を出さなくても済むようにしてくれたいいなと考えている。これは沖縄の問題にも関係します。沖縄の密約問題が1970年にありましたが、これも、これは日本がこれだけの負担をしますという日本の負担について密約してしまつた。密約ですから国民には何も知らせてないです。そういう密約を進めながら沖縄返還があつたわけです。

ですから、今ここで、どんな密約が交わされているか分からないです。陰謀説に陥つてはいけなないけれども、しかし、やはり過去ずっとそういうことがあつたということから考えて軍事的な密約があり得るというふうな考えたほうがいいと思うんです。では、密約を知らない私たちがどうしたらいいかというと、もうこれは私たちの理想は現行憲法の9条ですということ踏ん張っていくしかないんです。

沖縄の問題は本当に深く考えなければならぬこと、どう考えても差別です。状況を脱するには、沖縄米軍基地を46都道府県に移すしかない。どこに移すかはその次に考え

ればいい。受け入れるところがなかったのでもよめました、というのが今までのやり方で、本気でやっていないことがわかります。アメリカから押し付けられているからしょうがないという状況になっていますが、これは日本で、私たちが決めればいいことです。



★野党を育てましよう！

Qー5野党はどうしてこんなに弱いのか、我々はどうしたらいいのか。Aー私たちが、身近なところから政治家になる人を送り出していかなきゃいけないのです。遠いところから野党弱いね、と評論するのではなく、どうやっていい政治家を生み出し、送り出していくか。これについては、私も絶望的な気持ちになっています。それでも野党の中でこの人はという人を見つめる。その世界に入ってもいいと思う人が身近にいれば応援していく。そういう地道な活動しかな

いと思います。

野党の弱さは、実は日米関係と関係があると思っています。ある野党の党首が日米安保条約は破棄できない、なぜならその途端に日本は軍事化するからだと言つたことがある。安保条約がなくなつたら怖いという発想です。安保条約がなくなつたら自分の存在が揺るがされ、どうしていいかわからないという状況に陥っている。主権国である日本が私たちはこういう道を行く、沖縄米軍基地をどうするといふ提案すらできない。本当の野党になつていない状況があります。

★平塚らいてう「学びジェンダー問題」

Qーどうして子どもを作らないのか、女性は子どもを産み、家庭をつくるものだと人に言われる。このようなことをどう考えるか。

Aーすごく大事なジェンダー問題です。深い問題です。女性差別はやめようとか、男女共同参画推進とか、男女雇用機会均等法が通れば女性はみんな働ける、とはならないことに私たちは気づいています。

非正規の女性が非常に多く、貧困の母子家庭がすごく増えていて、状況が悪くなっている。それはなぜか。

家庭の中で男性が正規社員で女性が非正規社員である状況、もし離婚したとしたらどっちの生活が安定か、不安定か……。ジェンダー問題と家庭や経済の問題は密接にかかわっています。

Qー慰安婦問題について

Aー従軍慰安婦は何だったのかという学術的な研究がされています。他方、慰安婦問題を研究するのはけしからん、と一部の国会議員が激しく批判する。こういう研究費に税金を使うのは目的に反していると言ふ。さらに慰安婦問題は、人権問題ではない、強制的に連行されたわけじゃないとも言ふ。募集されて行く、また知らないで連れて行かれるということもあつたでしょう。奴隷ではないと言ひ切る考え。

アフリカ大陸から、黒人の首に縄を付けて足に鎖を付けて船の中に詰め込んで連れてくる。賃金の支払いもない。これが奴隷です。その奴隷制度というのはアメリカでリンカーンの時代になくなつたけれども、同様の状況はどこにでもありました。

明治時代、横浜港に中国人の労働者たち、苦力をぎっしり詰め込んだペルー船、マリヤ・ルス号が寄港しました。奴隷を使役しているのだけ

しからんと日本政府が苦力(クーリー)たちを解放してペルー船を帰した。このことにペルーは大変怒り、弁護士を雇って日本だって同じことをしているじゃないかと言ったんです。

遊郭がある、遊女たちは奴隷じゃないかと。明治政府はどう対応したか。すぐに遊女解放令を出した。遊女は借金のかたで働くから、この借金全部を政府がチャラにした。それでたくさん遊女が開放されて郷里に帰りました。

ところが遊郭はなくならなかった。戦後の売春禁止法が成立するまで続いた。理由の一つはそこに日本文化が凝縮されていたからです。もうひとつは、「前借金」を返済しなければならなかったからです。どうして遊女は解放されたのに、明治以降も娼婦として存在し続けたのか。

戦争中、東アジア各国の植民地に遊郭がたくさんできています。慰安婦について、従軍慰安婦という言い方がけしからん、彼女たちは売春婦だ。だから、人権問題じゃないと言

う。でも、これはれっきとした女性の人権問題です。

売春というのは長い歴史を持った、文化的な側面も持った重要な問題で、一刀両断で言うことはできません。

わたしの著書『遊郭と日本人』は文化的な面と、女性の人権という面の両面から書きました。

遊郭は絶対に二度と作ってはいけない場所です。そして売春制度はなくさないといけない。

いまだに、日本でも世界でも売春は存在するわけです。なぜか。そのことと家族制度は切っても切り離せないのです。家族の中心的人物とサブの人物がいて、そこに子供が生まれて、誰が養育するのかという構造がずっと残り続けています。誰が主人で誰がその下にいるのかという差別構造が、家族の外でも成り立ってしまうわけです。

女性一人一人が、どのような人生を送ろうと、結婚しようと思いと、子供を作ろうと、それは個人の問題です。そのことを語り合うのはいい。しかし、なぜあなたはそうなのかと問いかけるのは、偏見、差別が根強く残っているからだと思います。日本社会には、まだ「おじさん」が残っている。自分で悪いことを言っているのを全然思っていない無意識の偏見が隅々まで浸透しています。

日本の女性解放運動は独特でもおもしろいです。平塚らいてうが1911年に発表した『元始、女性は太陽であった』の中で何を言っているか。

男性になろうとは思わない。男と同じになろうとして躍起になっている女性を見るにしのびない。大事なものは、一人一人の女性が、個人として自分の才能を開くことだ。それしかないのだ。男性と競争することではなく、個人として才能を開くということがとても重要だから、そのための環境づくりが必要だと言っています。そして結婚制度を否定しました。しかし当時は戸籍の中に私生児という記載があった。私生児は兵隊組織の下できわめて不利な立場に置かれるという話を聞き、子どもを守るために後に結婚しました。

戦争は、そういう差別を押し付けていくことでもあります。一般的な家庭に育った人と、そうでない人の区別をし、新たな差別を生み出す。明治以降この家制度を基本にし、それに対して、ここから抜け出そう、女性は違う生き方ができるのだという主張をした人たちの流れがあるのです。

当時、女性は参政権すら持っていなかった。選挙権を持たない戦前の女性たちは、この人に投票するのになんにも素晴らしいことがありませんよと、演説会を開いて伝えるわけです。女性が演説をすること自体禁止されていたし、集会する、結社すること

も禁止されていた。そういうことを一つ一つ乗り越えていく。投票はできないけど投票を促す運動をする。そして最終的に戦後、選挙権を手に入れたわけです。

非常に長い時間を要するのです。運動というのは理想とするものを目標に、長い時間かけて、一步一步でなければ実現できない。まずは女性が、何を言われようと、自分の能力を伸ばしていくことを第一に考え、ということでしょうか乗り越えられないと私は思っています。

いろんな差別的なことを言われるのは、どんなに大変できついかは、私もさんさん経験してきました。大学の教員になった途端、男の3倍働きなさい、そうじゃないと一人前だと見なさないって言われました。



★戦争ほど持続可能性を

損なうものではありません

Q-SDGsについて

A-世界共通の理想を掲げることができた、ということ自体がすごいことです。戦争よりももっときついか

もしれないのが温暖化、地球が壊れるという問題です。いつ、どこで飢饉が起るか、洪水が起って都市が消えてしまつかわからない、気温が2度上がるだけで大変なことになる、そういう背景の中でSDGsは出てきています。男女の平等、水、食糧、飢饉の問題も掲げられています。17項目すべて短い言葉でうたわれています。ホームページに入ると、長い説明があり、これらの項目全部が繋がっていることがわかりますよ。

平等と飢饉の問題、実はつながっている。日本の女性の地位は相変わらず低いのですが、もっとひどい状態の女性たちが世界にはたくさんいる。その姿を視野に捉えながら、そういう女性たちがこれから出現しないようにしますというのがSDGsの一つの目標です。

要のように位置しているのが戦争です。全項目すべてに関わり合っています。戦争ほど持続可能性を損なうものはありません。ウクライナ

とロシアが戦争しているだけでアメリカの子供たちが飢えている。そこまで地球は一体化しているわけです。戦争がいかに地球破壊に向かってエンジンをかけ、その速度を速めるのかがよくわかります。

だから、日本を守るために軍備増強をしようという論に乗っちゃいけない。戦争を起こさないためにどうしたらいいか。ウクライナの戦争を停戦させるにはどうしたらいいか。日本の中で停戦させる運動が始まっています。私も署名しています。

戦争状態が世界をだめにしていくのであれば、早く停戦しなきゃいけない。また戦争は起るかもしれない。それでも停戦を繰り返していく。今、韓国と北朝鮮は終戦していない、停戦状態です。戦争しているよりはるかにましです。

完璧に平和な世界……、それはないでしょう。だけど停戦を続けることはできる。戦争を起こさない外交努力、その能力を養っていくことができます。日本の場合、対米従属が長いので外交による国と国との間の取り持ちをほとんどやったことがない。

9条があるということは、それができる立場です。その力を発揮したことがないけれどもできるはずですよ。

要約・文章化の責任は
鎌倉・九条の会にあります。

アンケートのご協力

ありがとうございます

感想の一部を

ご紹介します

◆わかりやすく理路整然としていて、知らない情報も聞くことができよかったです。これから、自分の知識を広げる努力をし、自分の理想、考えをまとめていきたい。

◆注意しなければいけない点を教えていただきました。さらさらと流してはいけませんね。国民を馬鹿にしている。私も叩かれても自分の能力を発揮して貢献していきます。

◆若い人たち、現役世代の人たちも学び合える活動が広がるといいと思う。学生が知り、学び、考え、議論し合える場を作れたらと思う。安倍政治しかみていない若い世代の保守化がすすんでいる。

◆江戸時代の専門家が現在の日本社会に物申しているのか興味があった。今後の生き方にプラスになった。

◆今の政治（現政権、与党）に非常に不満と危険性を感じる。多くの国民に、現憲法を正しく学ぶほしい。公平公正な歴史教育の重要性を感じた。

◆憲法を変える理由に、「憲法9条に自衛隊を書き込まないでいることは現実との乖離があり過ぎる。違憲状態の解消が必要である」といつも挙げられるが、「それがあるからこそ、私たちが考え続けることができ」というお話に勇気づけられた。

「違憲状態」によって、いつも現実の軍事力について悩む。なぜ戦争は起るのか。どうすれば戦争を回避できるのか知り尽くすこと。

憲法の理想に向かって、何ができるのか考え続けることができる。解消する必要などないのだと胸を張って言っていたかなければ！

◆来てよかった。わかりやすい。憲法はめざす理想。初めて憲法について聞き勉強になった。憲法の理念を再認識した。なんとしても憲法を守らなくては。論理的だった。

◆もっと聞きたかった。270年も戦争がなかったなど、江戸時代の話をもっと聞きたかった

◆戸籍、家族とは何かということに目を開かされた。

◆「自民党は政府」ではないと認識をすることがよくわかった。

◆「天賦人權説」という言葉を知った。理想をもち、考え行動し努力していくことも忘れないようにと思う。

◆「憲法改正」について、マスコミ等でもあまり取り上げられず偏った方向付けをされているように感じる。国会やマスコミでもよくわかるように取り上げるべき。そうすることで自民党案の本質が知れ渡ると思う。

◆「自由」「個人」「学問の自由」がよく理解できた。江戸時代、明治時代の流れを勉強したくなった。

◆ともかく停戦ということをずっと考えていた。ウクライナの要請に武器を送り続けるバカさ加減にいい加減にしろと言いたい

◆憲法を基本に考える生活を改めて感じている。講師の視点に感銘を受けた。短い言葉で片付けてしまうSNSは恐怖。

◆単なる自民党案を憲法審査会で、改憲前提に審議するのはおかしい。法律で十分間に合うことをわざわざ明記して国民の関心をひきつけようとしている。騙されてはならない。

◆日本の多様性、世界をみても独自の文化があること、将来が楽しみな可能性があることに希望をもちます。

◆漠然としていた自民党案を具体的に教えていただき、より恐ろしくなった。

◆結論は、現行憲法は国民主権、自民党草案は国家主権であると思った。

◆自由を生き抜くことは大変なこと、現実と理想の狭間で悩むことは大切なこと・・が印象に残った

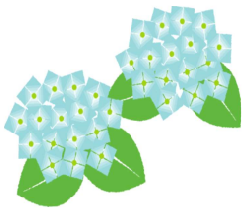
◆脚が不自由な母にYouTubeをみせる。公開されたら仲間と学習会を開きたい。地域の活動に生かしたい。

◆渡辺先生とは違う視点で9条の見方ができた。外交交渉で平和をつくる方向でいきたい。参院選もいい人を選びたい。

◆地球は一体化という言葉に心が動いた。戦争ほど大きな地球破壊はない。

◆ジエンダー、SDGsについても大変勉強になった。

◆先生の言葉は、磨き抜かれ、学者としての誇りを感じさせる。伝えたい言葉です。



東京に9条の碑完成！

6月19日、足立区で9条の碑の序幕式が行われました。

東京で初めての、全国で24番目の9条の碑です。

直径1メートルほどのステンレス製、球形の碑です。

ピンクの文字で9条の条文が掘ってあります。

3周すると条文が読めるようになっていくそうです。

この碑の制作に際して、少額ながら鎌倉・九条の会からもカンパをしました。

一度ぜひ、見に行きたいものです。みなさまも機会がありました、見に行ってください。



ご協力ありがとうございます。



ニュース29号をお送りした際、『憲法改悪を許さない全国署名』用紙を2枚同封し、署名集めのお願いをしました。

6月30日現在までに822筆集まりました。ご協力ありがとうございます。

5月3日の有明防災公園での憲法大集会に、550筆を提出してきました。

忘れていた方、まだ用紙がいっぱいにならない方、いろいろいらっしゃると思いますが、いっぱいにならなくても結構です。まだ集めていますので、引き続きご協力よろしくお祈いします。

大好評です 新パンフ “「改憲4項目」って何？” 自民党、憲法変えるってよ

ニュース29号の後、5月末に、新パンフを作り、みなさまに5部ずつお送りしました。5年前に「2分で分かる現憲法vs自民党憲法改正草案」を作り、7万部を発行、北海道から沖縄まで日本中に送ってきました。

2012年に自民党は改正草案を作りましたが、2018年に4項目に絞った案に変えました。これに焦点を当てて作ったのが、今回の新パンフです。

先日の田中優子さんは、お話の最初に、この2つのパンフと憲法手帳のことを紹介してくださいました。

1万部を発行してたった1か月で、1万部はほとんどなくなり、さらに1万部を増刷しました。送料のみで、全国どこへでも、何部でもお送りしますので、ご希望の方は鎌・9のメールアドレスに申し込んでください。

直前に迫った参議院選には、改憲勢力に3分の2以上を取らせないよう、ご活用をお願いします。



お知らせ

★毎月の9の日行動
 毎月9日に鎌倉駅地下道でパンフを配ったり、署名をお願いしたりしています。
 短時間でも一緒に！

毎月9日	平日	15時～
	土・日・祝日	11時～